

# 長野県報

7月7日(木) 平成 17 年 (2005年) 第 1674 号

目 次

告	<del>,</del> 示	
	生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課)	1
	生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の再開(厚生課)	2
	生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の名称及び所在地の変更(厚生課)	2
	生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課)	2
	生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課)	3
公	告 告	
	一般競争入札(2件)(管財課)	
	N文规 于八化 (△ 什)(目的 床)	4
	平成17年度技術専門校の技能向上訓練(在職者訓練)の受講者の募集(雇用・人財育成課)	
		5
	平成17年度技術専門校の技能向上訓練(在職者訓練)の受講者の募集(雇用・人財育成課)	5 6
	平成17年度技術専門校の技能向上訓練(在職者訓練)の受講者の募集(雇用・人財育成課) 土地改良区の定款変更の認可(土地改良課) 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) 建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築管理課)	5 6 6
	平成17年度技術専門校の技能向上訓練(在職者訓練)の受講者の募集(雇用・人財育成課) ・ 土地改良区の定款変更の認可(土地改良課) ・ 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5 6 6
	平成17年度技術専門校の技能向上訓練(在職者訓練)の受講者の募集(雇用・人財育成課) 土地改良区の定款変更の認可(土地改良課) 県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分(農村整備課) 建築基準法に基づく公開による意見の聴取(建築管理課)	5 6 6 6

#### 長野県告示第308号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、 次のとおり届出がありました。

平成17年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

#### 診療所、歯科又は薬局

名	称	所	在	地	廃止年月日
溝口医院		諏訪郡下諏訪町	平成17年4月19日		
石原医院		下伊那郡根羽村	寸1949— 2		平成17年5月21日
二の丸薬局		上田市中央西 1	丁目3番375	쿳	平成17年5月31日
清水クリニック		諏訪市湖岸通り	5 -13-18		平成17年3月31日
黒岩整形外科		須坂市大字須城	₹1430 — 1		平成16年9月30日
マツザワ薬局		須坂市大字須城 須坂ハイラン			平成17年 5 月31日
松澤歯科医院		須坂市須坂44			平成17年 6 月24日

厚 生 課

### 長野県告示第309号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を再開する旨、 次のとおり届出がありました。

平成17年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

診療所

2

名	称	所	在	地	再開年月日
英駿会 大久保クリニ	ック	松本市島内松島	<del>1</del> 3533		平成17年4月11日

厚生課

## 長野県告示第310号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称又は所在地が変更に なった旨、次のとおり届出がありました。

平成17年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 病院

名	称	所	在	地		変	更	事	項	変更年月日
1	1771	191	11.	УĽ		新			IB	及安午万日
長野県厚生農 合連合会 脱 山リハビリラ センター鹿者	更教湯三才 テーション	小県郡丸子町	<b>丁大字西内</b>	1308	連合会	生農業協 鹿教湯三 ーションセ 詩院	才山リ	連合会	生農業協同組合 リハビリテーショ ' -鹿教湯病院	平成17年4月1日
長野県厚生農 合連合会 題 山リハビリラ	更教湯三才 テーション	小県郡丸子町	丁大字西内	1777	連合会	生農業協[ 鹿教湯三] ーションセ i院	才山リ	l	生農業協同組合 鹿教湯三才山病	平成17年4月1日

#### 2 指定訪問看護事業者

Ø	称	所	在	地	訪問看護ステーショ	訪問看護ステーショ	変更	事 項	変更	
4	47/1	191	11.	7E	ンの名称	ンの所在地	新	IB	年月日	
有限会社 ケアのそ	シルバー	小諸市与 番17号	<b>乒良町</b> 三	三丁目 4	訪問看護ステーショ ンのぞみ	小諸市与良町3丁 目4番地17	小諸市与良町3丁 目4番地17	小諸市甲囁3731番 地 2	平成17年 6月20日	

厚 生 課

# 長野県告示第311号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次 のとおり指定しました。

平成17年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

# 病院、診療所、歯科又は薬局

名	称	所	在	地	指定年月日
溝口医院		諏訪郡下諏訪田	J6273		平成17年 4 月19日
メンタルクリニックときた		上田市常入17	「目1番地65		平成17年6月1日
二の丸薬局		上田市中央西 1	-3 - 37		平成17年6月1日
清水クリニック		諏訪市湖岸通り	5 -13-18		平成17年5月1日
馬場町中島ファミリー薬局		須坂市大字須城 須坂ハイラン			平成17年6月1日
まきた歯科クリニック		伊那市大字伊那	『部2548- 1		平成17年7月1日
みゆき会クリニック		飯山市大字下オ	片島9番地		平成17年6月1日
たなかや薬局		飯山市大字野城	対⊞419− 1		平成17年7月1日
桜井内科医院		茅野市塚原1-	14-45		平成17年6月1日
ききょう薬局		塩尻市宗賀129	5-4		平成17年6月1日
桜里堂薬局		佐久市臼田124	4-1		平成17年6月1日
高橋医院		佐久市望月133	<b>-</b> 8		平成17年6月1日
佐久市国民健康保険鳴瀬診療	逐所	佐久市鳴瀬127	4-3		平成17年5月1日
埴生象山屋薬局		千曲市寂蒔字」	三王子922-3		平成17年6月1日

厚 生 課

# 長野県告示第312号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を 担当する施術者として、次のように指定しました。

平成17年7月7日

長野県知事 田 中 康 夫

# 施術者

15.	氏 名	住所	施	術 所	· 指定年月日
Д		1± 97	名 称	所 在 地	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
楜 澤	秀樹	小県郡丸子町大字長瀬2614-1	くるみさわ接骨院	小県郡丸子町大字長瀬2614-1	平成17年5月1日
増 田	美保子	東筑摩郡波田町5206-2	一心堂治療館	東筑摩郡波田町5206-2	平成17年6月1日
門田	涼 子	松本市征矢野 2 - 1 - 48			平成17年7月1日
栗山	和丈	松本市高宮北5-8			平成17年7月1日
望月	登美雄	松本市今井3247-8	竹林堂	松本市今井3247-8	平成17年7月1日
田中	健	佐久市望月町協和8526-57			平成17年7月1日

厚 生 課